

写

医政発0201第6号
令和4年2月1日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿



厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医療法第百二十条第一項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる特定分野を公示する件」の公布について（通知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、「医療法第百二十条第一項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる特定分野を公示する件（令和4年厚生労働省告示第23号）」が本日公布されました。

制定の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれでは、十分御了知の上、必要な取組を行っていただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、制定内容の運用等の詳細については、追ってお知らせいたします。

記

第1 制定の趣旨

- 医師について令和6年4月1日から、労働基準法（昭和22年法律第49号）による時間外労働の上限規制の適用が開始されることに伴い、改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）について、
 - ・ 医療機関の管理者に、長時間労働の医師の健康管理の体制整備を義務付けること
 - ・ 医療機関の管理者に、長時間労働の医師に対する面接指導等の健康確保のための措置を義務付けること
 - ・ 地域医療の確保等のために医師の長時間労働が必要となる医療機関（以下「特定労務管理対象機関」という。）を指定し、都道府県が労働時間短縮のための支援を行う等の仕組みを創設すること
- 等が、令和6年4月1日から施行される。
- 特定労務管理対象機関のうち、改正法第3条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第120条第1項に規定する特定高度技能研修機関の指定に関し、同項の特定分野は厚生労働大臣が公示することとされており、改正法附則第9条の規定によ

り、改正法の施行の日（令和6年4月1日）前においても、当該特定分野を公示することができることとされていることから、同項及び同条の規定に基づき当該特定分野を公示する。

第2 制定の内容

新医療法第120条第1項の特定分野は、次に掲げる領域において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野とする。

- | | | |
|----------|------------|-----------------|
| 一 内科領域 | 八 眼科領域 | 十五 臨床検査領域 |
| 二 小児科領域 | 九 耳鼻咽喉科領域 | 十六 救急科領域 |
| 三 皮膚科領域 | 十 泌尿器科領域 | 十七 形成外科領域 |
| 四 精神科領域 | 十一 脳神経外科領域 | 十八 リハビリテーション科領域 |
| 五 外科領域 | 十二 放射線科領域 | 十九 総合診療領域 |
| 六 整形外科領域 | 十三 麻酔科領域 | |
| 七 産婦人科領域 | 十四 病理領域 | |

三 二 小児科領域
一 内科領域
皮膚科領域

○厚生労働省告示第二十三号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）第三条の規定による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一百二十条第一項の規定に基づき、同項の特定分野を次のとおり公示する。

令和四年二月一日

厚生労働大臣

後藤 茂之

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）第三条の規定による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一百二十条第一項の特定分野は、次に掲げる領域において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野とする。

四 精神科領域
五 外科領域
六 整形外科領域
七 産婦人科領域
八 眼科領域
九 耳鼻咽喉科領域
十 脳神経外科領域
十一 放射線科領域
十二 泌尿器科領域
十三 麻酔科領域
十四 病理領域
十五 臨床検査領域
十六 救急科領域
十七 形成外科領域
十八 リハビリテーション科領域
十九 総合診療領域

